

平成30年第7回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成30年第7回岩手町農業委員会総会は、平成30年1月23日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- (4) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (5) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (6) 議案第4号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (7) 議案第5号 岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 6番 福士 好子
- 8番 田中 正志
- (議長) 9番 幅 清一(職務代理者)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 7番 府金 秀一
- 10番 松本 良子(会長)

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

職務代理者 ただいまから第7回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、本日の欠席通告者は、7番府金秀一委員、10番松本良子委員の2名であります。

職務代理者 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認め、当職より指名いたします。2番乙茂内丈久委員、3番黒澤金一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

職務代理者 本日の総会は、配布してあります報告2件、議案5件の提出があります。お諮りします。報告2件、議案5件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認め、報告2件、議案5件を議題とすることに決定いたしました。

職務代理者 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件であります。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご説明いたします。

番号18番、親子間で使用貸借権設定していた記載の農地を合意解約するものであります。

以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

職務代理者 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

職務代理者 次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件であります。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。番号19番、農地法に基づき賃貸借権設定された農地を農地法第18条の規定により合意解約するものであります。

以上報告第2号に係る事務局説明を終わります。

職務代理者 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

職務代理者 議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、の件であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、ご説明いたします。

平成26年に農業委員会等に関する法律が改正され、岩手町でも改正法に対応し、農業委員会の体制を改めたところです。また、農業委員会等に関する法律第7条により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることが努力目標として掲げられておりますし、新たに設けられた農地利用最適化交付金の交付要件は、指針を定めることが必須要件となっておりますので、指針を定め公表しようとするものです。

(以下、資料に基づき説明)

以上、議案第1号にかかる説明を終わります。

職務代理者 質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番黒澤委員 説明いただいた中で、国の新たな制度として農地の所有者が不明ということに関して、岩手町の農地の中でどの程度そのような農地があるのか、把握していますか。

事務局 未相続の農地ということでしょうか。

3番黒澤委員 そうです。

事務局 実は把握しておりません。一方井地区の事例で、亡くなった人の農地を相続したらないという農地が2箇所あって、その農地を買いたいという人がおります。

その方は、亡くなった人の農地を、その借り賃を払うことなくそのまま使ってい

るのですが、その2件を解消したいと思っております。

3番黒澤委員 一方井の場合、土地改良事業を行なった際に換地計画の中で、補助金をもらって相続登記の代理登記ができるという利点があって、換地業務の中で未相続の土地の印鑑さえをもらった土地については、代理登記で全部登記してかなり整理してやったのですが、その後にもた、かなり未相続が発生してきているという状況です。

しかも今、農地の価格が安いものですから、相続登記にお金をかけて、また、大変な苦勞をしてやるという意欲そのものも農家にはないような気がします。

その辺を、もう少しこの制度が手軽にできるような形で示されれば、農家の人は大変助かると思います。どのような形で出てくるのかはわかりませんが。

未相続登記は年々増えていくと思います。

事務局 今時点では、相続登記をするのは、相続人がやらなければならないものと思っています。この頃の新聞報道等を見ますと、未相続登記にかかる部分も新聞に取り上げられておまして、促すための補助であるとかを検討しているというのを見たことがあります。それはこの先どうなるのか、決まったことでもないのです。

たぶん、皆さんもお分かりかと思いますが、相続しないでそのまま放置している方が実は多いと思うので、気付いたときには促しをしたり、農業委員・農地利用最適化推進委員の職務として、といいますか、こうした方がよいといった促しをしていただければよいと思います。

3番黒澤委員 売りたい、買いたいとなれば必ず相続登記しないと、今のままの制度のままであれば売買できませんよね。

事務局 そのとおりですね。

1番佐々木委員 担い手への新規参入の促進についてですが、新しく遊休農地を使うにしても、使える状態に戻して使うには労力がかかるので、国の補助金等でやるとか、もっとわかりやすいやり方といいますか、そういうことも一言入れていただければよいと思います。

事務局 遊休農地については、1反歩5万円の補助で再生をする事業はあります。

1番佐々木委員 それはいいのですが、もっとやり易いように簡略化してくださいという希望です。

事務局 交付金の事業についてはどうしても縛りがありますが、昔に比べたらだいぶやり易くなっていると思います。

1 番佐々木委員 促進するにはそこが一番と思います。一言文章に入れてもらいたいという希望です。

事務局 それはちょっと難しいと思います。補助事業なので、5年間のうちに制度が変わるかもしれないので、今回は入れられないということです。

職務代理人 その他ございませんか。

(なしの声)

職務代理人 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理人 全員挙手、全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

職務代理人 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号38番は子抱第3地割地内の田1筆、面積1,352平方メートルを記載の単価で記載の期間賃貸借しようとするものです。

番号39番は子抱第3地割地内の田4筆、合計面積5,959平方メートルを記載の単価で記載の期間賃貸借しようとするものです。

番号40番は売買による所有権移転案件でございます。

土川第6地割地内の田3筆、合計面積1,880平方メートルを記載の金額で売買しようとするものです。

なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

清藤推進委員 現地調査の結果について、推進委員の清藤から報告いたします。

本日、午前9時から事務局と千葉静子委員、宮手正晴推進委員と私とで、現地を確認して参りました。

受付番号38番と受付番号39番の農地の貸借の件について、まとめて報告します。農地の所在は横田地区で、県道にある●●橋バス停付近から町道を●●へ向か

って 500 メートルほど行くと●●橋がありまして、その手前の町道を挟んで、西側と東側にそれぞれ、まとまってある農地でした。

現地を確認しましたが、全て農地として利用されており、借り受け人も認定農業者なので、今後の耕作についても問題ないと確認いたしました。

引き続き受付番号 40 番の農地の売買の件について、報告します。

農地の所在は土川地区で、●●から西へ 350 メートルほど先にある●●付近にまとまってある農地でした。

現地を確認しましたところ、3筆で1区画の田んぼになっておりまして、適正に利用されており、買い受ける側の労働力も確保されておりまして、特に問題ないものと確認いたしました。以上で報告を終わります。

職務代理者 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理者 全員挙手、全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

職務代理者 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。

受付番号 20 番、沼宮内第2地割地内の田1筆、面積 537 平方メートルの土地を売買により所有権移転し住宅を建設しようとするものです。

以上で議案第3号に係る説明を終わります。

なお、議案第3号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

職務代理者 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

清藤推進委員 現地調査の結果について、推進委員の清藤から報告いたします。

調査委員は、先ほどのメンバーと同じです。

受付番号 20 番の農地転用の件について、報告します。

農地の所在は新町城山地区で、●●からみて県道を挟んで南東へ 30 メートル先にある土地でした。

現地を確認しましたところ、休耕しておりましたが、管理されておりました。

転用する計画の内容や周辺農地への影響など特に問題がないものと確認いたしました。以上で報告を終わります。

職務代理者 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理者 全員挙手、全員賛成と認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

職務代理者 続きまして、議案第 4 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号 18 番、土地の所在は江刈内第 15 地割地内の田 3 筆、合計面積 4,246 平方メートルの土地であります。平成元年より不耕作であった土地で、現在に至る土地であります。

番号 19 番、土地の所在は五日市第 5 地割地内の畑 2 筆、合計面積 905 平方メートルの土地で、平成 7 年ごろに工事残土により盛土し資材置き場として利用している土地であります。

番号 20 番、土地の所在は子抱 5 地割地内の畑 1 筆、99 平方メートルの土地で、平成 7 年に住居として利用している土地です。

なお、議案第 4 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

宮手推進委員 現地調査の結果について、推進委員の宮手から報告いたします。

本日、午前9時から事務局と千葉委員、清藤推進委員と私とで、現地を確認して参りました。

受付番号18番の件について報告します。

地区は江刈内地区で、●●から江刈内川にかかる橋を渡ってそのまま道なりに、南の方角へ1キロメートルほど行ったあたりにありました。

現地を確認しましたが、申し出のとおり、管理されなくなってから相当の年数が経過しているため原野化しておりまして、農地に復元することは困難なことから、非農地にすることは、やむをえないものと判断しました。

続きまして、受付番号19番の件について報告します。

地区は川原木地区で、●●から見て東側の北上川の向こうにある土地でした。

現地を確認しましたが、申し出のとおり、農地として利用されなくなってから相当の年数が経過し、農地の面影が全くない状態で、農地に復元することは困難と判断しました。

続きまして、受付番号20番の件について報告します。

地区は犬袋地区で、●●橋から東へ170メートルほど先にある土地でした。

現地を確認しましたが、申し出のとおり、家の敷地の一部になってから20年以上経過しており、農地に復元することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

職務代理者 現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農地法の適用外証明に対する決定について、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理者 全員挙手、全員賛成と認め、可とすることに決定いたしました。

職務代理者 続きまして、議案第5号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興

地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、ご説明いたします。

回覧・広報でお知らせしたとおり平成30年度において岩手農業振興地域整備計画の見直しが行われるため、今回の3件が今年度最後の変更申し出になり、平成30年度においては変更申し出の受け付けはできないこととなります。

議案書24ページをご覧ください。

申請者の●●さんは土地の所有者●●さんから畑を譲受け、住宅を建設するため、農振農用地から除外しようとするものです。

議案書30ページをご覧ください。

申請者の●●さんは土地所有者の父から畑を譲受け住宅を建設するため、農振農用地から除外しようとするものです。

議案書36ページをご覧ください。

申請者の●●さんは土地の所有者●●さんから譲り受け、鶏舎を建設するため農振農用地から除外しようとするものです。

以上議案第5号に係る事務局説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番佐々木委員 ●●さんの件ですが、環境問題とか、地区の近隣の方への説明はどうなっていますか。

事務局 既に1度は地区の方への説明はしてあるようです。しかし、今後また地区の方に対して説明会を行なうということでした。

1番佐々木委員 ここは山林ですか。農地とは別ですか。

事務局 一部山林で、一部農地になります。

農業振興地域ですが、山林でも農振の用地の規制がかかっているところがあるそうです。現況山林かもしれませんが、山林でも農振の用地になっているところがあるため、変更申し出が必要だということです。

1番佐々木委員 こういう大きいものを建てた場合に、環境問題が出ると思います。臭いなどは高台に建てるとだいたい下へ下がってきますが、それに関しては大丈夫なのですか。

職務代理者 1回目の説明会では、ブロイラー13万羽、鶏舎を11棟建てるそうです。脇を空

けないように完全密封なので、臭いは出ないという説明でした。

1 番佐々木委員 その説明会ではどのような状況でしたか。皆さん賛成なのですか。

職務代理者 賛成、反対というそのような意見とかはなかったです。ただ業者が説明したというだけで、だから、2回3回と説明会をもちたいと話しています。

1 番佐々木委員 このことについて農業委員会が先に許可するわけですね。

職務代理者 県等に申請を出すためには、岩手町の農業委員会からの許可が必要ということで、順番を踏んでいかなければならないのです。最初は岩手町の農業委員会から始まっていくので、この申請がきているのです。

職務代理者 その他何かありますか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第5号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理者 全員挙手、賛成と認め、可とすることに決定いたしました。

職務代理者 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第7回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時24分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

職務代理者

印

2番

印

3番

印